

議案第39号

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一
部を改正する条例の制定について

令和7年3月14日(金) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

- ・大津市一般職の職員の給与に関する条例
- ・大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- ・大津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

2 改正の趣旨

令和6年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告を受け、本市職員の給与改定を実施するため、関係条例の改正を行う。

3 内容

(1) 人事院勧告等に伴う給料表の改定

各給料表の3級以上(医療職給料表(1)においては2級以上)の給料月額について、人事院勧告等の内容を鑑み、各級の初号付近の号給をカットするとともに、各級初号付近の給料月額を引き上げる。また、行政職給料表8級・9級及び医療職給料表(1)4級の給料月額については、隣接する級間での給料月額の重なりを解消し、現行の号給の大きくり化を行う。(令和7年4月1日より施行)

(例)行政職給料表3級

	旧		新
1	261,300円		265,300円
2	262,300円		266,300円
3	263,300円		267,300円
4	264,300円		268,300円
5	265,300円		269,300円
6	266,300円		270,300円

(例)行政職給料表8級

	旧		新
	・		1 458,300円
	・		2 463,800円
23	458,300円		3 468,800円
	・		4 473,500円
27	463,800円		5 477,500円
	・		6 481,000円

3 内容

(2) 扶養手当

配偶者に対する月額を令和8年度まで段階的に引き下げるとともに、子に対する月額を段階的に引き上げる。(令和7年4月1日より施行)

(月額)

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	課長級以下	6,500円	3,000円	廃止
	次長級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

(3) 地域手当

現行10%の支給割合を段階的に引き下げ、令和7年度9%、令和8年度8%とする。
(令和7年4月1日より施行)

3 内容

(4)住居手当

暫定再任用(短時間含む)及び定年前再任用短時間職員を支給対象とする。
(令和7年4月1日より施行)

(5)管理職員特別勤務手当

平日の支給対象時間帯を2時間早め、午後10時から午前5時までとする。(令和7年4月1日より施行)

4 給与改定に伴う会計別影響額

影響額の合計(令和7年度当初予算のうち人事院勧告影響分)

会計	給料	扶養手当	地域手当	影響額合計
一般会計	4,629千円	7,553千円	△87,171千円	△74,989千円
特別会計	28千円	△10千円	△2,434千円	△2,416千円
国保	0円	92千円	△1,030千円	△938千円
卸売市場	28千円	△60千円	△317千円	△349千円
介護保険	0円	0円	△876千円	△876千円
学校給食	0円	△42千円	△211千円	△253千円
企業会計	466千円	258千円	△8,116千円	△7,392千円
企業局	466千円	258千円	△8,116千円	△7,392千円
計	5,123千円	7,801千円	△97,721千円	△84,797千円

※住居手当及び管理職員特別勤務手当については、申請後の支給であるため、影響額の算出は行わない。

※扶養手当の改定による地域手当へのはねかえり分は、地域手当の影響額に含める。